



# 高島市在宅育児支援事業

安心して在宅での育児を行い、充実した子育て期を過ごしていただくため、1歳児または2歳児を日中家庭で子育てする保護者等に対して在宅育児支援事業給付金を支給しています。

## 対象となるお子さん

- ① 市内に住所があり、実際に居住している1歳児または2歳児※1
- ② 教育・保育認定または子育てのための認可外保育施設等利用給付認定を受けていないこと。※2
- ③ 里親等への委託または児童福祉施設等へ入所していないこと。

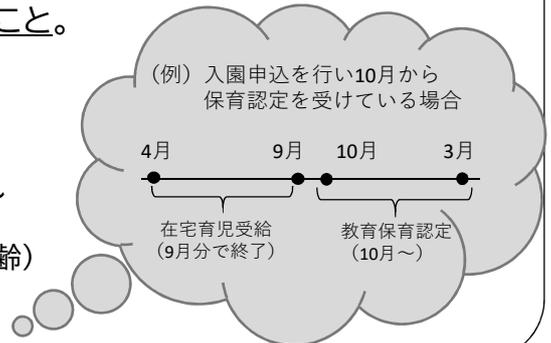
<令和7年度対象幼児の生年月日>

1歳児 令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日生まれ

2歳児 令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日生まれ

※1 4月1日時点の満年齢が基準です。(認定こども園等のクラス年齢)

※2 ②のいずれかの認定を受けている期間は、対象外となります。



## 支給対象者の要件

- ✓ 児童手当の受給者であること。※3
- ✓ 市内に対象幼児と同じ住民登録を有し、現に居住するもの
- ✓ 職場復帰を前提とした育児休業給付金等を父母ともに受給していないこと。
- ✓ 生活保護の受給者でないこと。
- ✓ 支給対象者および同一世帯に市税の滞納がないこと。

※3 児童手当の受給者が幼児と同居していない場合、他の全ての要件を満たす幼児と同居する養育者を支給対象者とします。(同居者が複数いる場合は父母を優先します。)

## 支給の内容と方法

支給月額	月額30,000円 (対象幼児1人あたり)
支給対象期間	原則、申請月の翌月から ※申請月の1日時点で要件を満たす場合は、当月分から (例1) 4/1時点で要件を満たす → 4月分~対象 (例2) 4/2時点で要件を満たす → 5月分~対象 (例3) 6/1時点で要件を満たすが、7/2に申請した → 7月分~対象
支払月	第1回の支払い 9月16日(令和7年4月~7月分) 第2回の支払い 12月15日(令和7年8月~11月分) 第3回の支払い 翌4月中旬頃(令和7年12月~令和8年3月分)
その他	本給付金は、課税対象所得(雑所得)となります。 確定申告または市県民税の申告が必要です。

※各回15日前後の振込みを予定しています。

※申請日や審査の状況により、支払日は変動する場合があります。

## 申請に必要な書類

対象幼児のいる世帯に対し、**令和7年6月末頃に勸奨通知を世帯主様あてにお送りします**。中に申請書類一式が入っていますので、必要なものをご準備の上、**7月末日までに申請**してください。

また、毎月1日時点で要件を満たす世帯に対しても、その月の上旬に勸奨通知を送ります。（提出期限は、各月末日です。）

※書類は、市のホームページ、子育て政策課窓口にもご用意しています。



全員必要	<input type="checkbox"/> 高島市在宅育児支援事業給付金支給認定申請書(様式第1号)
	<input type="checkbox"/> 健康保険資格情報の確認ができるもの (健康保険証の写し、資格情報のお知らせ等) ※申請者、配偶者、対象幼児の3人分必要です。
	<input type="checkbox"/> 口座情報が確認できる書類(通帳、キャッシュカードの写し等) ※前年度から継続して受給する場合は提出不要
公務員の場合	<input type="checkbox"/> 育児休業手当金受給申請状況証明書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 対象幼児に係る児童手当の受給を証明する書類 ※いずれもお勤め先で発行されたものをご提出ください。(自筆不可)
児童手当の受給者が市外在住の場合	<input type="checkbox"/> 対象幼児に係る児童手当の受給を証明する書類 <input type="checkbox"/> 児童手当受給者と幼児の続柄を確認できる書類(戸籍謄本等)

※これらのほか、必要に応じて追加で書類の提出が必要な場合があります。

## 留意事項

本給付金は、課税対象所得（雑所得）であるため、確定申告または市県民税の申告が必要となります。

### 申請受付・問合せ先

高島市 子ども未来部 子育て政策課  
 (高島市役所 新館2階)  
 電話 0740-25-8136

＼制度詳細はこちら／

